

七飯町ハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験について

七飯町政策推進課

1 実証実験の目的

この実証実験は、七飯町独自の持続可能な公共交通網を「住民・事業者・行政が一体となって育てる」ことを基本方針とした「七飯町地域公共交通計画」の実現に向けて行うものであり、町民がハイヤー・タクシーを利用する際の目的及び乗降地域を調査し、今後の町内各地域の特性を踏まえたより良い公共交通施策の実現に寄与することを目的とします。

2 実証実験の対象となる方

実証実験の対象となる方は、次の条件のどちらにも該当する方です。

- (1) 町内に住所を有する70歳以上の方（令和5年4月1日までに70歳となる者を含む。）
- (2) 自動車の運転免許を保有していない方

3 実証実験の期間

令和5年2月1日（水）から5月31日（水）までの4か月間

4 申請方法

町内に住所を有する70歳以上の方に対して、令和5年1月16日（月）以降に申請書や実証実験の詳細が記載された文書などを送付し、併せて同封する返信用封筒により町へ申請書を提出する方法となります。

なお、町から送付する申請書や実証実験の詳細が記載された文書などについては、町民の自動車の運転免許保有状況が把握できないことから、70歳以上の方で自動車の運転免許をお持ちの方にも送付することとなります。

5 申請期限

令和5年1月16日（月）から3月31日（金）まで

6 申請から利用券交付までの流れ

- (1) 令和5年1月16日（月）以降に対象の方へ町から申請書を送付します。
- (2) 対象者は申請書を記入し、同封の返信用封筒に入れ、返送します。
- (3) 後日、申請に基づき、町から利用券の冊子を郵送します。

7 利用券の使用手順

- (1) 利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用券の冊子が届いたら、冊子表紙部分に住所と氏名を記載します。
- (2) 利用者は、ハイヤー又はタクシーを利用し、料金を支払う際に、利用券の冊子ごと運転手さんに渡します。
- (3) 運転手さんが利用券の冊子から1枚切り離すことで、利用料金が500円割引となります。
- (4) 運転手さんは500円割引となった金額を利用者に請求します。
- (5) 利用者が請求された料金を支払った後、運転手さんから冊子が返却されます。

< 利用券オモテ面記載依頼事項 >

- ア 車両番号
- イ 利用券使用前料金
- ウ 乗車人数
- エ 利用券使用日時

< 利用券ウラ面記載依頼事項 >

- ア 乗車理由
 - イ 行：乗車場所、町（字名）、丁目・番地、乗車場所の名称等
 - ウ 着：降車場所、町（字名）、丁目・番地、降車場所の名称等
- ※乗車理由、乗降車場所、町（字名）及び丁目・番地は選択式、乗降車場所の名称等は記述式

8 利用券の使用例

利用者は、ハイヤー又はタクシー利用の1回につき、1枚のみ利用券を使用できることとし、一度に複数枚の使用は禁止となります。

ただし、利用券の交付を受けた方が複数名でハイヤー又はタクシーを利用する場合は、1人1枚利用できます。（下記イラスト参照）

< ハイヤー・タクシー利用料金が2,000円の場合 >

1人で乗ると	2人で乗ると	3人で乗ると	4人で乗ると
			
割引金額 500円 利用者負担 1,500円	割引金額 1,000円 利用者負担 1,000円	割引金額 1,500円 利用者負担 500円	割引金額 2,000円 利用者負担 0円

9 利用券の使用期限

令和5年2月1日（水）から5月31日（水）まで

10 利用券の使用に関する注意点について

次に掲げる注意事項については、対象者への通知文、広報ななえ、町ホームページのほか利用券の冊子ウラ面にも記載します。

- (1) 不正使用防止の観点から再発行はしません。
- (2) 冊子の表紙に氏名と住所を記載した方以外の使用はできません。知人や親族などへ譲渡することもできません。
- (3) 本人以外の使用など利用券の不正使用が判明した場合は、利用券を交付した後であっても交付を取り消し、すでに使用されている場合は、その料金を町に返還していただく場合があります。
- (4) 1回の乗車につき、1人1枚のみ使用できます。1人で一度に複数枚使用することはできません。
- (5) 利用料金を超える金額分の利用券の使用はできません。利用券の使用に対してお釣りはできません。
- (6) 利用券は、ハイヤー・タクシー事業者が実施する他の割引と併用することができます。
- (7) 各事業者の混雑状況などによっては、配車に時間がかかったり、対応ができない場合があります。
- (8) この実証実験は、ハイヤー又はタクシーを利用する際の目的や乗降地域などを調査する一環として行うものであるため、運転手さんから聞き取りがあった場合にはご協力をお願いします。

11 利用券が使用できる事業者

利用券が使用できるのは、次の事業者のみとなります。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業（ハイヤー・タクシー事業）
 - ア (有) からまつハイヤー
 - イ (株) ほくとハイヤー
 - ウ (株) 桔梗ハイヤー
 - エ 七飯タクシー（個人）
 - オ 佐藤（和）タクシー（個人）
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉限定）
 - ア ケアタクシー函館
 - イ 草野介護タクシー
 - ウ 福祉ハイヤーリーフ

※福祉限定の事業者については、乗降時に介助を必要とされる方などに業務の範囲を限定して許可を受けている事業者となりますので、利用時にご注意願います。

1 2 実証実験の周知方法

- (1) 町内に住所を有する70歳以上の方に郵送
- (2) 広報ななえ1月号
- (3) 町ホームページ
- (4) 町アプリ
- (5) 町SNSアカウント（LINE、Facebook、Twitter 等）
- (6) デジタルサイネージ（防災情報表示用ディスプレイ）
- (7) 報道機関への情報提供
- (8) 民生委員児童委員への情報提供
（12月19日開催された町民生委員児童委員協議会で情報提供済み）
- (9) 七飯町町内会連合会及び単位町内会長への情報提供
- (10) 町内老人福祉施設等への情報提供
- (11) 上記以外の関係機関等への情報提供